

○厚生労働省告示第三百九十七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年十二月二十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示

（国立感染症研究所試験検査依頼規程等の一部改正）

第一条 次に掲げる告示の規定中「㊦」を削る。

- 一 国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第八十二号）別記様式
 - 二 国立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）別記様式
 - 三 国立医薬品食品衛生研究所試験検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第八十四号）別記様式
- 第一から別記様式第三まで

（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部改正）

第二条 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件（昭和三十五年

労働省告示第十号）の一部を次のように改正する。

（訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及び国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程の一部改正）

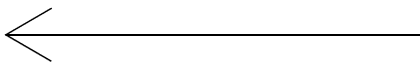
第十条 次に掲げる告示の規定中「五」を削る。

- 一 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第二条の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成二十年厚生労働省告示第二百二十七号）様式第一から様式第三まで
- 二 国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号）様式第一号

（職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件の一部改正）

第十一条 職務経歴等記録書の様式を定める件の全部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

様式二（第二面）を次のように改める。



様式三―三―一―一、様式三―三―一―二、様式三―三―三及び様式三―三―四中「五」を削る。

(ハンセン病患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程の一部改正)

第十二条 ハンセン病患者家族等問題解決促進特別一時金支給規程(令和元年厚生労働省告示第百七十三号)の一部を次の表のように改正する。

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、告示の日から適用する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この告示の適用の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

2 この告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(作業環境評価基準等の一部を改正する告示の一部改正)

第三条 作業環境評価基準等の一部を改正する告示（令和二年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中作業環境測定基準様式第二号の改正規定を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

